

中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成事業 助成申請のご案内

★受審に要した費用（千円未満の端数があるときは、切捨て）に相当する額または30万円のいずれか少ない方の額を補助します。（認知症対応型共同生活介護の場合は受審に要した費用に相当する額全額を補助します。）

1 交付までの流れ

（１）【受審前】交付申請（12月上旬頃までに）

①まずは介護保険課指導担当にご連絡ください。

②以下の書類をご提出ください。

- ・交付申請書（区様式）
- ・誓約書（区様式）
- ・見積書

③区にて決裁後、交付予定金額決定通知書を送付します。

（２）【受審後】実績報告（3月10日×切）

①以下の書類をご提出ください。

- ・実績報告書（区様式）
- ・契約書写し
- ・領収書写し
- ・評価結果報告書
- ・改善等報告
- ・交付請求書（区様式）

→右上にある請求者欄と中央にある助成金請求額欄のみ記入してください。

※債権者登録されていなければ口座登録依頼書もあわせて提出してください。様式は区まで請求してください。

- ・公表用報告書（認知症対応型共同生活介護のみ）

→東京都への報告のため必要となります。こちらは後日でも構いません。必ず東京都ホームページで最新の様式を確認してください。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/chiki/sansha.html)

②区にて決裁後、交付確定通知書を送付します。

→後日、区より交付確定通知書に記載の額を支払います。

2 その他

- (1) 3月までに実績報告を区に提出できるよう受審スケジュールを組んでください。
- (2) 受審した事業所の一覧をハートページ及び区ホームページに掲載します。

【担当】

福祉保健部介護保険課指導担当

電話番号 (3546) 5749